

ストリートピアノ運用業務基本仕様書

1 目的

本業務は、まちの公共スペースに誰でも自由に演奏できるピアノを設置することで、音楽を通じた人と人との交流や刈谷駅周辺のにぎわいの創出、また、「刈谷駅周辺イルミネーションイベント」と合わせて設置することで、更なるまちの魅力向上に繋げることを目的とする。

2 概要

(1) 使用するピアノ

ア 市が保有するヤマハ製アップライトピアノ（別紙7「ピアノ等詳細」参照）を使用すること。

イ 保管場所は、刈谷市総合文化センター2階とする（別紙7「ピアノ等詳細」参照）。

(2) 設置期間及び設置場所等

ア 令和8年10月31日（点灯式当日）

設置場所は、カリマチ ストリートを基本とし、荒天時等により設置に支障がある場合は、きたくる広場とする。演奏可能時間や設置位置等の詳細については、発注者の指示により決定するものとする。

イ 点灯式翌日から点灯期間終了まで

設置場所は、刈谷駅南北連絡通路北側延伸部十字路中央部（以下「南北連絡通路」という。）とする。なお、演奏可能時間は、午前10時から午後7時までとする。

3 業務内容および要件等

(1) 点灯式当日

ア 点灯式の開始時間までに、ピアノを保管場所から設置場所へ搬入し、調律を行い、ピアノを使用可能な状態にすること。

イ 点灯式終了後は、ピアノを南北連絡通路へ移動させること。

(2) 点灯式翌日から点灯期間終了日まで

ア ピアノの調律を行い、ピアノを使用可能な状態にすること。なお、ピアノは、別紙7に示すステージの上に設置すること。

イ 演奏可能時間外は、ステージ全体を別紙7に示すチェーンスタンドで囲うこと。

ウ 演奏可能時間の前後に、鍵盤蓋の開錠・施錠を行うとともに、ピアノやステージ等の日常点検や清掃を1日あたり1回以上行い、異常等を発見した際は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。なお、清掃道具については、受注者において手配すること。

エ ピアノを適切な状態に保つため、必要に応じて調律を行うこと。

(3) 点灯期間終了後の運用

点灯期間終了後は、速やかにピアノを保管場所へ移動させること。

(4) ピアノの搬入・搬出方法

搬入・搬出方法については、発注者と協議の上、決定するものとする。

4 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上決定するものとする。